

令和元年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和元年5月13日（月）午後2時30分～午後4時30分

場 所：消費生活総合センター研修室

出席者：大束委員長，関(理)委員，關(透)委員，谷口委員，山之口委員，神野委員
禹委員，田中委員，稲垣委員，津田委員，矢野委員

事務局：山本監査担当部長，岡監査指導係長，山本，中川，臼井（はぐくみ創造推進室）

事業所管課：小谷育成推進課担当課長，寺山子ども家庭支援課担当課長，小林子ども家庭支援課担当課長，青山健全育成係長，西村母子保健係長，平田自立支援係長（育成推進課）

山 本 部 長 ただ今から，京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を開催いたします。

私は当委員会事務局のはぐくみ創造推進室の監査担当部長に就任した山本と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には，御多忙中にも関わらず，御出席いただき，ありがとうございます。

また，新任委員の皆様におかれましては，この度，本委員会委員に御就任いただきましたこと厚く御礼申し上げますとともに，今後の委員会運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお，本日の委員会につきましては，公開での審議とし，事前に広報発表させていただいております。

しかしながら，本日は傍聴希望者がおりませんでしたことを御報告させていただきます。

さて，本日，委員の皆様方に御審議いただきます議事は，「指定管理者募集要項等について」でございます。

それでは，まず，会議の成立についてでございます。

お手許に配布しております京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会設置要綱をご覧ください。

設置要綱第5条第3項により，「委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されておりますが，本日，委員12名中11名にご出席いただいておりますので，会議が成立していることを報告いたします。

それでは，今年度から新体制になっておりますので，委員の皆様への御紹介をさせていただきます。恐れ入りますが，席順に従いまして，簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは，稲垣委員から時計回りをお願いいたします。

(稲垣委員から順に自己紹介)

山 本 部 長 なお、本日はご欠席されておりますが、中本委員につきましても、委員に就任されておりますので、併せてご紹介させていただきます。

それでは次に、事務局及び今年度の選定施設に係る事業所管課について、自己紹介させていただきます。

(事務局、事業所官課の順に自己紹介)

今年度はこの体制で委員会を運営させていただきますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第の「2 委員長を選出・副委員長の指名」についてでございます。

設置要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の皆様の互選によって委員長を選出していただく必要がございます。

いかがいたしましょうか。

もし御意見がないようでしたら、事務局としては、佛教大学の准教授をされている大東委員に委員長に御就任いただいてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 全 員 異議なし。

山 本 部 長 御異議がないようでございますので、大東委員に委員長に就任いただくことを、ここに確認いたします。

大東委員については、恐れ入りますが、席の移動をお願いします。

(大東委員が委員長席へ移動)

山 本 部 長 それでは、大東委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

大 東 委 員 長 今回、児童館および複数のセンターの選定となっておりますので、どうぞ迅速な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

山 本 部 長 ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願いいたします。

大 東 委 員 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

はじめに設置要綱第4条第2項により、副委員長は委員長が指名することとなっておりますので、私から指名させてい

たきます。

副委員長につきましては、関 理子（せき あやこ）委員、
關 透（せき とおる）委員にお願いしたいと思います。

なお、職務を代理する順位ですが、1位を、関 理子（せき
あやこ）委員、2位を關 透（せき とおる）委員にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 全 員 異議なし。

大東委員長 では、関 理子（せき あやこ）委員、關 透（せき と
おる）委員、どうぞよろしく申し上げます。お2人は副委員長
席に移動いただき、他の委員の皆さまは、順次、前に席の
移動をお願いいたします。
（委員が席を移動）

大東委員長 それでは、次第3「部会構成案等について」事務局から説
明願います。

岡 係 長 「京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会 部
会構成（案）」と記載しております資料に基づいてご説明させ
ていただきます。

今年度は3つの部会を設置することになりますが、各部会
の名称については、それぞれ、第1部会、第2部会、第3部
会となります。

各部会4名体制としますが、大学教員又は社会福祉士、弁
護士、医師、市民公募委員の構成とします。

次に下の「令和元年度に選定する部会ごとの管理施設」を
ご覧ください。

元年度につきましては、第1部会では、児童館14施設及
びひとり親家庭支援センターを審議し、第2部会では、児童
館13施設及び子ども保健医療相談・事故防止センターを審
議し、第3部会では、児童館15施設を審議する予定として
おります。

また、表の下の「※印」に記載しておりますとおり、本委
員会の設置要綱第7条第5項の規定により、「部会の議決をも
って、委員会の議決」となりますことから、今後、各部会で
審議する指定候補者の選定については、あらためてこの委員
会の議決を経ることなく、部会の議決が最終決定となります。
なお、第1回の部会は7月末に児童館について、指定管理候
補者の選定を行うこととしております。部会開催前に事前に

各委員がご自宅で採点いただくための「書類審査」の期間を設けております。それぞれのタイミングで、事務局から御案内させていただきますので、引き続き、御協力よろしくお願い致します。

説明は以上となります。

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらよろしくお願い致します。

委員全員 質疑応答、意見等なし。

大東委員長 それでは、事務局案のとおりとさせていただきますのでよろしくお願い致します。

なお、事務局から説明がありましたとおり、各部会の議決をもって委員会の議決とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

次に、次第4「子ども若者はぐくみ局における指定候補者の審査指針について」事務局から説明願います。

岡 係 長 子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針（案）をご覧ください。

この、局審査指針は、京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針を踏まえ、子ども若者はぐくみ局の所管に係る公設民営施設の指定候補者を選定するに当たり、標準的な審査の方法を定めるものです。

今年度から新体制になっておりますので、全体の概要説明をさせていただきます。

また、併せて、本審査指針につきまして一部改正箇所がございますのでご提案させていただきます。

審査指針の1ページ目をご覧ください。

「1 位置付け」は先ほど紹介したとおりですので、省略します。

「2 公募・非公募」についてですが、原則として指定管理者は公募することとしております。

例外的に非公募とするのは、資料で（1）（2）で記載している施設になります。

なお、今年度、修学院児童館、勸修児童館、じゅらく児童館、子ども保健医療相談・事故防止センターにつきましては、非公募での選定を行うこととなります。これらの施設が非公募になっている理由につきましては、後ほど所管課から御説

明いたします。

「3 審査項目及び審査基準」ですが、詳しくは、別表をご覧ください。(審査指針の最後の2ページになります。)

審査項目としては、大項目として、「運営実績」として申請団体の状況についての審査と、「事業計画」として応募施設についての状況の審査とを行います。

審査項目としては、合計36項目ございまして、それぞれ審査基準を設けております。

これらの項目について、申請団体からの応募書類等により、評価していただきます。

各項目には、係数を設定することとしており、各項目の評価点に係数を掛けて、得点と致します。つまり、この係数の設定によって、当該施設について、どの審査項目を重視しているのかということになります。

ご覧の局審査指針では「係数」の欄を空白としておりますが、公募する際の募集要項ではこの欄に数値を入れた形で公募することになります。

具体的な内容については、募集要項の説明の際に改めて説明させていただきます。

また、価格点につきましても、審査指針の項目4 競合した場合の審査方法の説明の際に改めて説明させていただきます。

資料の2ページにお戻りください。資料2ページの2行目ですが、先ほどの各審査項目について、特定の団体から申請があった場合は必要な措置を講じることとしております。

1つ目は、外郭団体についての措置です。本市からの人的支援・財政支援を受けている団体については、その他の団体とのイコール・フットィングを確保するため、本市からの支援がなかったものと仮定した形で評価することとしております。具体的には、審査項目9の「資金収支及び事業活動収支の状況」について、当該支援を控除した数値で評価することとしております。

2つ目は、現指定管理者についての措置です。現指定管理者について、当該施設の管理運営が適正に行われなかった場合等において、適切なペナルティーを科すために、審査項目「同種施設における事故及び不祥事」におきまして、通常は過去2年間の状況を審査対象としておりますが、当該施設の現指定管理者については、当該指定管理期間中の状況について審査しております。

例えば、児童館については、指定管理期間を5年間として

いることから、５年間遡って事故及び不祥事が無かったかを審査することとなります。

次に、２ページの中段、「４ 競合した場合の審査方法」についてでございます。３ページの「５ 競合のない場合及び非公募の場合の審査方法」も合わせてご覧ください。

競合した場合とそうでない場合で審査方法を変えております。

まず、「(１) 書類審査」についてでございます。

審査は委員自ら行っていただきます。

また、競合した場合は匿名審査とし、競合のない場合は実名審査と致します。

評価は、小項目ごとに０～２点とし、委員の評価点の平均点により得点を計算いたします。

また、評価に当たっては、競合した場合は、優劣を意識した評価ができる旨規定しております。

係数については、先ほど説明しましたので、詳細については割愛しますが、各審査項目の重要度に応じて「１から３まで」までの係数を設定することができます。

価格点については、青少年関係施設に限って運用することとしており、その理由としましては、市から児童館等の児童福祉施設の指定管理者に支払われる委託料のほとんどは人件費になりますので、経費の節減となると、人件費に踏み込まざるを得ないと考えられますが、多くの児童福祉施設は、適正な運営を確保するための人員配置基準が定められており、経費面での創意工夫の余地が少なく、価格競争が働かないと判断したためです。

以上のことから、運営の実績や計画を重視するため、児童館等の児童福祉施設に対する価格点の運用は行っておりません。

次に「(２) プレゼンテーション審査及びヒアリング審査」についてでございます。

競合した場合は、プレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとし、競合のない場合は実施しないこととしております。

枠で囲っている箇所が改正箇所となります。現行においては、プレゼンテーションは「実名により審査する」としてありますが、公平性を確保する観点から書面審査を匿名で行っていることとの整合を図るため、プレゼンテーションにおいても書面審査と同様、匿名での実施とする取扱いに改正しております。

なお、審査指針案の最後に新旧対照表を添付しておりますので参考にしてください。

次に４ページ「６ 指定候補者の選定」についてでございます。

「（１）合計得点」について、各小項目の係数を乗じた得点の合計に価格点の点数を加えた得点を合計点としております。

また、「（２）市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並びに地域住民が主体となった団体への加算」についてですが、これらの団体については、３％又は６％の加算を行うこととしております。これは、京都市公契約基本条例の施行を受け市内中小企業への発注機会を増大させることや、地域に密着した施設の運営といった地域住民の活動に対する評価として加算するものでございます。

次に「（３）選定方法」についてですが、合計点の最も高い団体を指定候補者として選定することを規定しております。

また、同点の場合の取扱い、合計得点が著しく低いと判断される場合や、特に重要と考えられる項目の評価点が０点の場合は、指定候補者として選定しないことができる旨規定しております。

次に、「７」で、審査結果の公表について規定しており、５ページの「８ 局審査指針の改廃」において、本指針の改廃については、委員会の意見を聞かなければならない旨規定しております。

説明は以上でございます。

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

委員全員 質疑応答、意見等なし。

大東委員長 それでは、審査指針については、事務局案どおりとします。それでは、引き続き、議事に移らせていただきます。

本日は、議題「指定管理者募集要項等について」審議いたします。

対象施設は事務局からも説明がありました児童館４２施設、事故防止センターです。

限られた時間の中ではございますが、忌憚ない御意見をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

岡 係 長 委員長からもしましたが、本日の審議は児童館と事故防止センターの募集要項となります。当初予定していた「ひとり親家庭支援センター」については、本委員会での審議は見送り、次回以降の第1部会で御審議いただくこととなりました。詳細については、所管課から説明をお願いします。

小 林 課 長 京都市葵児童館及び京都市ひとり親家庭支援センターにつきましては、本委員会にて審議いただくこととなっておりますが、当課の都合上により今回募集要項を示すことができず、誠に申し訳ありません。こちらの京都市ひとり親家庭センター、通称ゆめあすと申しますが、こちらは京都市のひとり親家庭に対する支援の拠点となっております。北山通りに面した北山ふれあいセンターの中に葵児童館と合築されております。

本市では、令和2年度より5年契約となる京都市ひとり親家庭自立促進計画を策定予定であり、指定管理の募集要項に反映する予定でしたが、今回の委員会には間に合わず、次の第一部会にて忌憚ない御意見をよろしくお願い致します。

岡 係 長 第1部会の委員の皆様にはご苦勞をお掛けしますがよろしくお願い致します。それでは、最初に「令和元年度 京都市児童館指定管理者募集要項」に基づき、説明いたします。

それでは、本日の審議、事務局から指定管理者募集要項について説明いたします。

それでは募集要項をご覧ください。

まず、初めに事務局から、募集要項の概要について説明させていただきます。

施設、業務の概要及び運営に係る基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等につきましては、後ほど、所管課である育成推進課から説明させていただきます。

まずは、1ページを御覧ください。項目1は、「申請の資格」です。

この項目には、市全体の統一的な取扱いを定めた「市基本指針」における申請資格をもとに、(1)から(6)まで基本的な申請資格を記載しております。(2)の刑法第96条の6は競売等妨害、第198条は贈賄の条文でございます。

項目2は、「選定の手順」です。

本委員会にて御審議いただいた後、5月20日(月)に報道機関向けに募集要項の広報発表を行い、本市のHPに掲載いたします。

同日から５月３０日（木）まで、募集要項を御覧になられた方からの質疑を受け付け、５月３１日（金）から６月１３日（木）までの間に、質疑者全員に質疑の回答を行います。

その後、６月１４日（金）から６月２０日（木）まで、申請書類の受付を行います。

その後、委員の皆様による書類審査や必要に応じて行うプレゼンテーション審査等を実施し、指定候補者を選定するスケジュールになっております。

２ページをお開きください。

項目３は、「申請手続」です。

先ほど説明しました質疑受付及び回答方法の取扱いや、団体からの申請書類提出に当たっての、取扱い、注意事項等を記載しております。

質疑の受付、申請書類の受付は、所管課である育成推進課としております。

続きまして、３ページ目になります。項目４は、「指定候補者の選定等」です。

指定候補者の選定方法や指定候補者選定後の、本市と指定候補者における手続き等を記載しております。

(１)の指定候補者の選定方法については、「局審査指針」の概要を記載しております。

また、(２)には、選定結果を通知すること、(３)には、選定結果の概要を公表すること、(４)には選定した後、本市との間に仮協定書を取り交わすことを記載しております。

また、(５)には、候補者として選定後、京都市会の議決が必要なこと、(６)には、指定管理協定の締結後、労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要なことを記載しております。

さらに、(７)には、業務の引継ぎについて記載しております。指定管理者が変更になった場合に、施設利用者等に影響が及ばないように、新たな指定管理者は、必要な準備行為を行うなど、円滑な業務引継ぎを求めています。

次に項目５「運営に係る基本的事項」を御覧ください。

本市からの物品貸与、施設を修繕する際の費用負担について記載しております。

また(３)には、不正のあった場合や、法令や協定書等に違反した場合、指定管理者の業務の停止又は指定の取消しを行う場合があることを記載しております。

５ページを御覧ください。

項目６は、「基本的事項の遵守」です。

この要項に定める基本的な事項に反した場合は指定管理者

に指定しないことがある旨を記載しています。

項目 7，項目 8 につきましては，児童館の運営に関する
こととなりますので，後ほど，育成推進課から説明させてい
たきます。

6 ページの項目 9 は，「運営に係る特記事項」です。

新たな指定管理者は，現在の指定管理者が行っている処遇
水準を維持するよう記載しています。

項目 10 は，「指定期間」です。

市の基本指針では，原則 4 年とされているところ，児童館
を含む社会福祉施設については，利用者と施設との関係の密
接性に応じ，4 年から 6 年で設定しており，児童館について
は，5 年間，こども保健医療相談・事故防止センターにおい
ては指定期間 4 年間，ひとり親家庭支援センターにおいては
指定期間 6 年間としています。

項目 11 は，「問い合わせ先」です。

所管課である育成推進課の問合せ先を記載しています。

7 ページから 10 ページにかけては，今回選定対象となる
児童館，11 ページから 13 ページにかけては平成 30 年度
の委託料の実績を掲載しております。

続きまして，14 ページから 15 ページにかけて「提出書
類一覧」を掲載しております。

15 ページの添付書類は，採点にあたり，様式に記載され
た内容だけでなく，実際のマニュアル等を見て判断したいと
思われた場合に閲覧していただきます。

続いて，16，17 ページの「審査項目及び審査基準」を
御覧ください。

局審査指針に基づき審査項目 36 項目と，各項目の係数を
記載しております。

係数につきましては，局審査指針に基づき「小項目ごとに，
各審査項目の重要度に応じて 1 から 3 までの係数を設定す
る」としており，重要度が高い審査項目の係数を 2 以上とし
ております。

私からは，募集要項の審査項目概要について御説明させてい
ただき，後ほど，所管課から，施設，業務の概要及び運営に
係る基本的事項，重要性が高く係数を 2 以上にした審査項目
等を説明させていただきます。

それでは，各審査項目について説明いたします。

16 ページの審査項目 1 「団体の運営実績」を御覧ください。
団体全体の運営実績を審議する項目です。当該事業を運営す
るために，必要な事業実績があるかどうかを基準にしていま

す。

審査項目 2 は「組織内連携」です。

役員会，本部，事業所間の連携について審議する項目です。

審査項目 3，4 は，「監査指摘状況及び指摘に対する改善状況」です。

過去 2 年間に於いて監査等での重大な指摘事項の有無を基準にしています。

審査項目 5 は「団体全体における事故及び不祥事」です。
平成 29 年度以降，団体全体における重要な事故及び不祥事の発生状況について，審議する項目です。重要な事故や不祥事の発生状況の有無や十分な再発防止策を講じているかを基準にしています。

審査項目 6 は「同種施設における事故及び不祥事」です。
先ほどと同様に平成 29 年度以降，今回募集する施設と同種における重要な事故及び不祥事の発生状況について，審議する項目です。重要な事故や不祥事の発生状況の有無や十分な再発防止策を講じているかを基準にしています。なお，現指定管理者については，現在の指定管理期間中の当該施設における重要な事故及び不祥事の発生状況について，審議します。

審査項目 7 は「コンプライアンスの推進」です。
コンプライアンスに対する基本的な考え方及び具体的な取組内容について，審議します。

審査項目 8 は「管理者の責任とリーダーシップ」です。
団体の管理者としての役割と責任に対する基本的な考え方及び具体的な取組内容について審議します。

審査項目 9 は「資金収支及び事業活動の収支」です。
団体全体の収支状況に審議します。
29，30 年度の収支が赤字になっているかどうかを基準にしています。

審査項目 10 は「借入金の状況」です。
団体全体の借入状況について，審議する項目です。
借入金の有無を基準にしています。

審査項目 11 は「外部評価」です。
第三者評価等の外部評価の受診について，審議します。
児童福祉関連事業，社会福祉関連事業について，第三者評価を受診しているかを基準にしています。

審査項目 12 は「苦情解決」です。
平成 29 年度以降における苦情解決の状況について，審議します。
苦情の有無，苦情の解決状況を基準にしています。

審査項目１３は「応募施設の運営理念等」です。

応募施設の運営理念を審議します。なお、当該施設に係る本市重点施策や新たな法律・条例等時事的な課題に対する申請団体の「姿勢」について評価するため、併せて児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応についても審議します。

審査項目１４は「地域交流」です。

地域住民及び地域関係機関等との交流・連携に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項について、審議します。

審査項目１５は「利用者の尊重」です。

「人権の尊重」、「守秘義務」、「個人情報保護」、「説明責任」についての基本的な考え方と特に力を入れて取り組んでいる事項について審議します。この審査項目についても児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応についても審議します。

審査項目１６は「事業計画の基本的性格」についてです。

事業計画の基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を審議します。また、この項目についても児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応について審議します。

審査項目１７は「情報開示の積極的姿勢」です。

団体の概要、サービス内容、事業の運営状況、財務諸表等の情報開示に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項について審議します。

審査項目１８は「利用者の意見反映」です。

「利用者の意見聴取とその反映方法」及び「苦情解決体制」に関する基本的な考え方と取組内容について審議します。

審査項目１９は「サービスの質の確保・向上」です。

サービスの質の確保・向上に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議します。

審査項目２０は「建物・設備の保守点検」です。

建物の維持管理業務に関する基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議します。

審査項目２１は「職員の配置計画」です。

職員配置予定について審議します。

審査項目２２は「職員の人事考課」です。

職員の人事考課に関する基本的な考え方及び取組内容について

て、審議します。

審査項目 23 は「職員の人材育成」です。

職員の人材育成の考え方、職員に対する研修、人材育成の取組について審議します。

審査項目 24 は「人材育成への貢献」です。

実習生の受入れについて、基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項、取組内容、実習生受入れの実績について、審議します。

審査項目 25 は「運営の健全性」です。

サービスの質の確保と経営の効率性のバランスについて、基本的な考え方及び取組内容を審議します。

審査項目 26 ～ 28 は「資金計画、資金収支見通し、運転資金の確保」です。

指定期間内の収支計画等について、審議します。

事業計画との統合性有無、資金赤字ではなく運転資金を満たしているかどうかを基準にしています。

審査項目 29 は「内部牽制体制」です。

経費執行に係る内部牽制体制の基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議する。内部牽制体制に不十分な点がないかどうかを基準にしています。

審査項目 30 は「市内中小企業の活用」です。

指定管理業務の一部を第三者（営利企業）に委託することへの考え方及び実施状況について、審議します。

審査項目 31 は「事故防止」です。

事故防止に係る研修・訓練体制等及び取組について、審議します。

審査項目 32 は「緊急時の対応」です。

緊急時の体制、緊急時の対応についての取組内容について、審議します。

審査項目 33 は「感染症等の対応」です。

感染症や食中毒の予防に係る研修・訓練体制等及び予防に向けて取り組んでいることを審議します。

審査項目 34 は「衛生管理」です。

施設内の物品等の衛生管理対策及び取組内容について審議します。

審査項目 35 は「災害対策」です。

非常災害時の対応に係る研修・訓練体制等及び非常災害時の対応に関して現在取り組んでいることを審議します。

審査項目 36 は「団体の PR」です。

1～35の審査項目以外に団体がPRしたいことを審議します。

以上が各審査項目の審査基準の概要となります。

次ページ以降には、申請書類、各審査項目に対応する様式を添付しております。

作成に当たっては、公募する施設は匿名で書類作成を行うこと、それぞれの項目については取組内容等を具体的に記載し、別紙参照とはしないこと等に留意して記入することとしております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

引き続き、育成推進課からご説明させていただきます。

小 谷 課 長 それでは、説明させていただきます。

まず、今回、募集します児童館の概要でございます。

資料7ページ、「別表1 児童館一覧」に記載しております京都市上賀茂児童館ほか38館につきまして、募集を実施いたします。

こちらに、施設の「名称」「所在地」「設置年月」などの基本的な事項につきまして、記載しております。

この中の「学童クラブ登録児童数」につきましては、平成31年4月現在の登録児童数を暫定値として掲載しております。

また、学童クラブ事業にかかる「年間利用料金収入見込額」ですが、平成30年度の収入額を基に算出した見込み額を掲載しております。

次に、具体的内容に関する説明に移らせていただきます。

資料5ページ、「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」をご覧ください。

まず、「(1) 業務の概要」でございますが、「ア」にありますとおり、児童厚生施設として、0才～18才までの児童とその保護者などを対象に、「健全な遊びの場所の提供」などの事業を実施していただくとともに、小学校の放課後留守家庭の児童を対象に「学童クラブ事業」を実施していただきます。また、「学童クラブ事業」の利用許可に関する業務、施設の維持管理業務を実施していただきます。

次に、「イ」についてでございますが、学童クラブ事業の実施に当たっては、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づいて、事業を実施する旨を記載しております。

また、この基準条例において、児童1人当たり概ね1.6

5 m²以上の専有面積の確保を定めております。

このため、今後、学童クラブの登録児童数の増加により、児童1人当たりの面積基準を満たさなくなった場合に、施設外クラスとして運営を実施していただくことがある旨を記載しております。

次に、「(2) 施設の開館日」ですが、祝日、年末年始を除く、月曜日～土曜日としております。

また、「(3) 開館時間」につきましては、午前10時～午後6時30分まで、土曜日と小学校の長期休業中は午前8時からの開館としております。

次に「(4) 職員及び職員数」についてです。「イ」で示しております設備及び運営に関する基準において、利用する児童の数おおむね40名ごとの児童の集団で運営するとともに、児童の集団ごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の有資格者を配置することを定めております。

例えば、利用する児童が80名の場合は、40名のクラスを2クラス編成していただき、そこに従事する職員は4名以上の配置とし、うち2名は放課後児童支援員の有資格者を配置してもらうこととなります。

また、学童クラブ事業以外の事業につきましては、「ウ」にありますように、「児童の遊びを指導する者の資格」を有する職員の配置が必要です。

次に、資料6ページ「(5) 保護者負担金」につきましては、学童クラブ事業に係る利用料金を保護者から徴収していただくとともに、教材費や学童クラブ事業で提供するおやつ代等の実費を徴収していただきます。

次に、「(6) 指定管理者の収入」につきましては、保護者負担金と本市からの委託料を指定管理者の収入とします。

また、本市からの委託料につきましては、本市の定めた基準により支払うこととします。なお、資料11ページ「別表2 平成30年度委託料積算内訳」に、募集を行う39館の平成30年度委託料の実績を掲載しております。

「(8) 消費税及び事業所税」につきましては、非課税となっております。

また、「(9) その他」におきまして、条例等が改正された場合には、改正後の条例等に基づいて、事業を実施していただく旨を定めております。

今回、募集する児童館の指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます

続きまして、審査項目及び審査基準についてになりますが、資料 16 ページ・17 ページの「別紙 2」に、小項目として 36 の審査項目を挙げております。そのうち、当課において係数を 2 としている項目につきまして、設定した理由を説明させていただきます。

まず、項目 1 「団体の運営実績」は、必要な事業実績があるかなど、団体の施設運営の状況を審査する上で重要と考えられるため、係数を 2 にしています。

次に、項目 5 「団体全体における事故及び不祥事」は、これまでの不祥事や重大な事故の有無等、申請団体の状況を審査するうえで重要と考えられる項目であることから、係数を 2 にしています。

次に、項目 7 「コンプライアンスの推進」は、申請団体の取組内容を評価する項目として重要と考えられるので、係数を 2 にしています。

次に、項目 9 「資金収支及び事業活動収支の状況」は、財政上健全な経営が行われているかなど団体運営の根幹となることを審査する重要項目であることから、係数を 2 にしています。

資料 17 ページに移りまして、項目 14 「地域交流」は、募集施設である児童館が、子どもと子育て家庭を支援する地域づくりに重要な役割を果たすことを期待しており、応募者の考え方が妥当かどうかを審査する上で重要と考えられるため、係数を 2 にしています。

次に、項目 16 「事業計画の基本的性格」は、募集施設の具体的な事業計画に係る項目であり、児童館につきましては、本市の「児童館活動指針」を踏まえた計画となっているかなどを審査する上で重要であると考えているため、係数を 2 にしています。

次に、項目 18 「利用者の意見反映」、項目 19 「サービスの質の確保、向上」、項目 23 「職員の人材育成」は、サービスを行ううえで重要と考えられるので、係数を 2 にしています。

また、項目 31 「事故防止」から項目 35 「災害対策」の 5 項目につきましては、施設の危機・安全

管理に係る項目であり，今回の施設をはじめ，高齢者や障害者の施設も含め，災害弱者と言われる方々の施設等の利用者や，職員等の人命に関わる重要項目であることから，係数を2にしています。これらの項目について，適切な取組が行われているということは，ひいては，サービスの質の確保，向上にもつながると考えております。

さらに，項目36「団体のPR」につきましても，他の審査項目で記載できない内容，団体の特色や熱意等を審査する項目であることから，係数を2にしています。

ただし，「団体のPR」につきましては，競合した場合，各申請団体の個別の特色等を審査するうえで有効な項目となりますが，競合しなかった場合は，あえて個別の特色等を審査する必要性が低く，審査項目から除外することとしております。

ただいまの説明にありました15項目以外につきましては，全て係数を1としております。

児童館の業務の概要をはじめとした説明につきましては，以上でございます。

大東委員長 それでは，ただ今の説明について，御質問や御意見等がありましたらお願いします。

● ● 委 員 係数は1か2だけでしょうか。場合によっては，3もあるのでしょうか。

岡 係 長 審査指針上は1点から3点に設定されておりますので，必要に応じて最大3点までの係数を設定することができます。

大東委員長 他にも御意見をいただければと思います。
 今回は特に16，17ページの審査基準について御意見をいただければとおもいます。

● ● 委 員 審査項目36番は競合しない場合も必要なのでしょうか。

岡 係 長 こちらは競合した場合に，最終判断をするために使う項目ですので，競合しない場合はこの点については加点対象としません。

大東委員長 他に質問はありますでしょうか。

● ● 委 員 評価点こそ 0, 1, 2 ではなく 1.5 等が必要ではないのでしょうか。

岡 係 長 平均得点ですので、どうしても端数は生じます。

● ● 委 員 PR のところは、0, 1, 2 でいけるのではないかと思います
が、そこはきっちりと出すとのことですね。

岡 係 長 はい。

大東委員長 その他、御意見がありましたらお願いします。

● ● 委 員 項目 5 番の重大な事故や不祥事の有無の確認について、自己
申告以外の方法がありますか。

岡 係 長 基本的には申請書のなかで、過去の事故の実績や事故の経過、
また、それに対する取組み状況等の具体的な記載を求める項
目になっております。もちろん所管課でも中身の確認、不明
な点等は確認をしていますので、もし不明点等があれば、事
前に準備はできると思います。

大東委員長 他に質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

● ● 委 員 競合がない場合の実名による審査について、各委員の評価点
は公表されるのでしょうか。

岡 係 長 最終的には、委員全体での平均得点を公表し、個別の内容は
公表しません。

● ● 委 員 評価点の差異が出たとしても、話し合いの中で決まるのでし
ょうか。

岡 係 長 解離のある点数については、事務局よりあらかじめ問題がな
いかを提案をさせていただいた後、部会で協議することになり
ます。

大東委員長 他に質問等がありますでしょうか。

● ● 委 員 審査基準と募集要項の様式が一致していないと、審査におい

て判断に迷うことがあります。例えば8番の管理者の責任とリーダーシップについて、審査基準に書いてあることを様式にも具体的に明示した方がいいのではないのでしょうか。

岡 係 長 審査基準の内容を様式に反映するように検討いたします。

● ● 委 員 項目14番の地域交流について、学校との連携をもっと重要視しなければならないのではないかと考えています。同じ子供を預かっているにもかかわらず、時間によって学校と児童館とが分かれている状況において、児童館側からの学校へのアプローチがあってもいいのではないか。関係機関等の記載だと学校が入っているかがわからないため、学校と地域関係機関等の記載を入れたほうが児童館として学校との連携協力体制も見えてくるのでいいのではないかと思います。

小 谷 課 長 様式に反映するよう検討させていただきます。

大 東 委 員 長 よろしく願いいたします。
他に御質問等がありますか。

● ● 委 員 審査指針について、事実上競合しない場合にはよほどのことがない限り継続していくということですか。また、競合がない場合の合計得点が60点を超えない場合は、どうなるのですか。

岡 係 長 合計得点の60点は最低限、水準として確保していただきたいとの思いで設定させていただいています。単に優劣のための平均点の比較というここではなく、出された各部会委員の方々の意見を、次回の指定管理の取組み等に生かさせていただきたいという趣旨になっています。

● ● 委 員 事実上、競合しない場合にはこれからの活動には生かしていただくけれども、基本的にはよほど酷いことがない限り、応募してきたその1社を継続するということですか。

岡 係 長 はい。継続するということになります。当然、指定管理期間中には、所管課のほうで、毎月実績報告等を確認しながら指導及び助言していくということになります。

● ● 委 員 競合した場合の匿名審査でのプレゼンとはどのようなもの

ですか。

岡 係 長 例えば3社応募された場合、仮にABCと区分分けを行い、A団体、B団体、C団体とし、プレゼンと審査書類が紐付けされるような形になり、団体の固有名詞はわからないようにし、質疑応答のようなものになります。

大東委員長 この案件について、修正箇所の確認を事務局からお願いいたします。

岡 係 長 事務局から委員の皆様から出された修正意見について報告致します。

修正が必要な箇所として、審査項目8については、審査基準と様式の内容を整合する形で調整をさせていただきます。審査項目14については、審査基準の関係機関等を学校及び関係機関に修正いたします。具体的な係数の変更については、意見が出ませんでしたので、所管課の原案通りといたします。以上です。

大東委員長 この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正することよろしいでしょうか。

委 員 全 員 異議なし。

大東委員長 事務局の報告の通り修正するよう本委員会の意見として付すことといたします。

続きまして、非公募となっている「勸修児童館」、「修学院児童館」「じゅらく児童館」の3施設の選定要項につきまして審議します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

岡 係 長 非公募児童館の審査項目の概要については、先ほどの公募児童館と同様のため省略し、施設の概要等について、所管課から説明をお願いしたいと思います。

小 谷 課 長 それでは、説明させていただきます。

今回、非公募により選定を行う児童館としましては、資料7ページ、「別表1 児童館一覧」に記載しております京都市修学院児童館、京都市じゅらく児童館、京都市勸修児童館の3館になります。

まず、非公募により選定を行う理由についてでございます。

京都市修学院児童館及び京都市勸修児童館におきましては、児童館敷地の土地について法人から貸与を受けております。その賃貸借契約締結の前提としまして、「地域住民が主体となった運営委員会が運営すること」が条件となっております。従いまして、子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針に基づき、非公募で指定候補者の選定を行いたいと考えております。

また、京都市じゅらく児童館につきましては、聚楽保育所との併設となっておりますところ、聚楽保育所が令和3年4月から民営化される予定となっております。今回の選定における指定期間としましては1年間となります。そのことを受けまして、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において「公募の例外」として挙げる「現在の指定管理期間の満了後、原則的な指定期間（4年間）よりも相当短い期間のうちに当該施設を廃止又は休止することが決定している場合」に該当するため、非公募による選定を行いたいと考えております。

それでは、児童館の概要に移らせていただきます。

改めまして、資料7ページ、「別表1 児童館一覧」をご覧ください。

こちらに、施設の「名称」「所在地」「設置年月」などの基本的な事項につきまして、記載しております。

この中の「学童クラブ登録児童数」につきましては、平成31年4月現在の登録児童数を暫定値として掲載しております。

また、学童クラブ事業にかかる「年間利用料金収入見込額」ですが、平成30年度の収入額を基に算出した見込み額を掲載しております。

次に、具体的内容に関する説明としまして、資料5ページ、「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」についてでございますが、こちらにつきましては、先ほど、公募による児童館指定管理者の募集要項で説明させていただいた内容と同一のものとしますので、説明は省略させていただきます。

今回、募集する児童館の指定期間につきましては、資料6ページ「9 指定期間」に記載しておりますが、京都市修学院児童館及び京都市勸修児童館が令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間、また、京都市じゅらく児童館につきましては、冒頭の非公募選定理由の説明でも触れま

したが、令和3年3月31日までの1年間でございます。

最後に、審査項目及び審査基準につきまして、資料11ページの「別紙2」をご覧ください。

係数2の審査項目につきましては、先ほどの公募施設と同様となっており、項目1「団体の運営実績」、項目5「団体全体における事故及び不祥事」、項目7「コンプライアンスの推進」、項目9「資金収支及び事業活動収支の状況」、資料12ページに移りまして、項目14「地域交流」、項目16「事業計画の基本的性格」、項目18「利用者の意見反映」、項目19「サービスの質の確保、向上」、項目23「職員の人材育成」、項目31「事故防止」から項目36「団体のPR」までの合計15項目になります。理由につきましても同様になりますので、説明は省略させていただきます。

大東委員長 説明につきましては、以上でございます。

それでは、ただ今の事務局及び育成推進課の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

委員全員 質疑応答、異議なし。

大東委員 他に意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。

大東委員 「勸修児童館」、「修学院児童館」「じゅらく児童館」の選定要項について、了承いただけますでしょうか。

委員全員 異議なし。

岡 係 長 事務局から委員の皆様から出された修正意見について報告致します。公募の募集要項と共通する修正が必要と思われますので、審査項目8については、審査基準と様式の内容を整合する形で調整をさせていただきます。審査項目14については、審査基準の関係機関等を学校及び関係機関に修正いたします。具体的な係数の変更については、意見が出ませんでしたので、所管課の原案通りといたします。以上です。

大東委員長 この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正す

ることによろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

大東委員長 それでは、事務局の報告どおり修正するよう本委員会として意見を付すこととします。

続きまして、「子ども保健医療相談・事故防止センター」の選定要項につきまして審議します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

岡 係 長 選定要項の審査項目の概要については、先ほどの児童館と同様のため省略し、施設の概要等について、所管課から説明願います。

寺 山 課 長 それでは、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター（愛称：京（みやこ）あんしんこども館）について説明させていただきます。

説明に当たり、10頁、11頁の「審査項目及び審査基準」につきまして、事前に送付しました資料から係数を一部修正しております。本日その資料をお手元に置いてありますので、そちらをご覧くださいようお願いいたします。

京都第二赤十字病院救命救急センターに隣接する当センターにつきましては、局審査指針における非公募要件の「民設施設との合築施設であり、かつ、当該民設施設と密接な事業関連性があり、一体的に管理を行うことが効率的な施設」に該当し、今回の選定に当たっても、非公募で選定することとしておりますが、公募による場合に準じて選定要項及び選定基準を定め、委員の皆様による審査をお願いすることとしています。

それでは、当センターの概要について説明させていただきます。選定要項5頁の項目7をご覧ください。また、当センターのリーフレット等もお手元に置いてありますので、参考に御覧ください。

「不慮の事故」は子どもの死亡原因の上位であり、その多くは未然に防止することができるものであるという考え方にに基づき、当センターは子どもの事故防止に関する情報の収集や普及啓発を行うことにより、安全な子育て環境づくりを支援する全国的にも例のない施設でございます。本市独自に設置した特殊な施設であることから、設置の経過や業務内容等

について補足させていただきます。

元梅屋小学校跡地に立地する当センターにつきましては、平成11年12月に京都市都心部小学校跡地活用審議会において、梅屋小学校跡地に京都第二赤十字病院の救命救急センターと一体的な整備を図るという方針が承認され、平成13年3月に策定した（平成13年度から17年度まで）「安らぎ華やき京都21推進プラン」において「母と子のいのちと健康を守る保健医療体制の充実」を図るため、その整備が位置付けられました。その後、平成16年5月に京都第二赤十字病院が同病院新棟別館として整備した建物のうち、当センター部分を本市が買い取るにより、同年8月に開設したものです。

開設当初から、隣接する京都第二赤十字病院に指定管理者として当センターを運営していただいております、今回で5回目の指定期間の更新となります。

その設置目的につきましては、当センターの名称どおり、子どもの保健医療に関する相談、助言等を行う「子ども保健医療相談」と、子どもの事故の防止に関する知識の普及向上を図る「子ども事故防止センター」という2つの機能を併せ持ったセンターでございます。

引き続きまして、5頁の項目8をご覧ください。

当センターの業務の概要及び運営に係る基本事項について説明させていただきます。

(1)の業務概要につきましては、本市の子ども・子育て支援施策の総合的な計画として平成27年1月に策定しました「京都市未来こどもはぐくみプラン」を踏まえ、資料に記載されているア・イ・ウの業務を実施していただきます。アの「京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例」第2条に規定する業務についてですが、具体的には、子どもの保健医療に関する「相談及び助言」、「情報の収集及び助言」、子どもの事故の防止のための「調査及び研究」、「情報の収集及び提供」、子どもの保健医療及び事故に関する「講座、研修等の開催」の5つがございます。

業務について簡単に補足いたしますと、「子ども保健医療相談」につきましては、電話や個別面談により、子どもの発育、発達、子育て不安や予防接種、病気などについて、センターに常駐する小児科医師、保健師、看護師がアドバイスを行うなど、子育てを保健医療の側面から支援しています。

また、子どもの事故防止に関する普及・啓発の部分に関しましては、当センターの施設の多くの部分を占めており、家

庭内を再現したモデルルームや、視野体験やチャイルドシートの装着体験を行う体験コーナーの見学や説明を行っているほか、子どもの心肺蘇生法や自転車用ヘルメットとチャイルドシート使用講習会や、妊婦及びその家族を対象としたプレママ・パパ教室を定期開催しております。また、「子どもの事故の応急手当マニュアル」等の冊子を作成し、見学者等に配布しております。

(2)の開所日は、12月29日から1月3日の年末年始を除く、毎週日曜日及び火曜日から土曜日までの週6日間を開所日とします。

(3)の開所時間は、午前10時から午後6時までとしますが、木曜日は正午から午後8時までとします。

(4)の職員及び職員数は、医療的な専門知識を要する業務となるため、センター長は医師資格を有する常勤の専任職員とし、更に、医師、看護師、保健師、事務員を適切に配置することとします。施設職員の必要最低限人員につきましては、7頁の別表のとおりでございます。

(5)の委託料上限額につきましては、年間概ね37,664千円といたします。

今回、募集する当センターの指定期間は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

次に、審査項目及び審査基準について、御説明をさせていただきます。

選定要項の10,11頁をご覧ください。

審査項目及び審査基準のうち、当センターの特性を踏まえ、保健医療課独自に係数を設定した12項目について、御説明申し上げます。

まず10頁をご覧ください。「1 団体の運営実績」でございます。

全国的にも数少ない特殊な施設であり、運営団体が事業運営に必要な専門性を確保しているかどうかについて、事業実績を確認することは極めて重要な要素であるとの考えから、係数2としました。

次に、「2 組織内連携」でございます。

民設施設との合築施設であり、当センターと一体的に管理を行うことが効率的であることを理由として非公募により管理者を選定することから、合築施設との組織内の連携は不可欠との考えから、係数2としました。

次に、「5 団体全体における事故及び不祥事」でございます。

これまでの不祥事や重大な事故の有無等は申請団体の状況を審査するうえで重要と考えられる項目であることから、係数を2としました。

次に、「7 コンプライアンスの推進」でございます。申請団体の取組内容を評価する項目として重要と考えられることから、係数を2としました。

続きまして、11頁をご覧ください。「14 地域交流」でございます。元梅屋小学校跡地に建設した施設として、地域交流し、関係機関等との連携は不可欠です。また、当センターにおける子どもの事故防止の取組は、当センターのみで完結するものでなく、地域の団体やボランティア、警察署等の関係機関との積極的な連携が不可欠であるとの考えから、係数2としました。

次に「16 事業計画の基本的性格」でございます。市独自に設置した特殊な施設であり、施設の専門性を踏まえ、役割の機能が必要なことから、係数2としました。

次に「17 情報開示の積極的姿勢」でございます。子どもの事故防止を推進するためには、実際の子どもの事故情報の収集や調査が必要となりますが、収集するデータは個人の疾病等のセンシティブな情報も含まれており、厳格な取扱いが求められます。一方で、事故調査のデータを踏まえ、事故情報の統計データを積極的に市民や関係機関に還元することは重要であることから、係数2としました。

次に、「18 利用者の意見反映」でございます。

子育て期間中、当センターを積極的に利用していただくためにも、利用者からのご意見を受け入れる環境を整備し反映していくことが重要と考えることから、係数2としました。

次に、「19 サービスの質の確保、向上」でございます。子どもの保健医療及び事故に関する情報の収集に努め、最新の情報を提供できるよう、サービスの質の確保及び向上に向けた取組は必要であると考えことから、係数を2としました。

次に、「24 人材育成への貢献」でございます。当センターにおきましては、市民向けの子どもの事故防止の啓発活動を行っております。また、保育士等の子育て支援機関等の職員や、大学や看護学校等に在籍する方に対しても、子どもの事故防止の教育や対応技術の提供をしており、ひいてはその方々による事故予防の取組にもつながると考えております。講座や研修の実施を業務に位置付け、子どもの事故防止に関する人材育成にも取り組んでいることから、係数2

としました。

次に、「3 1 事故防止」でございます。

当センターは、妊娠中の方から子育て中の保護者等が子どもと一緒に利用することが多いため、さまざまな年代に対する事故防止の観点も含め整備が必要であると考えことから、係数2としました。

最後に、「3 2 緊急時の対応」及び「3 5 災害対策」でございます。

当センターは地域住民の一般避難所及び緊急避難場所に指定されており、発災時には地域住民等と協同し対応することが求められること、またそのための訓練等に協力することが必要であることから、係数2としました。

以上、審査項目及び審査基準についてご説明申し上げました。

子ども家庭支援課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大東委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

● ● 委 員 3 3，3 4が1になっている理由はなぜなのか。

寺 山 課 長 大人が使用する施設であり、食品の取り扱いがないということから1としました。係数を変更したほうが良いということでしょうか。

● ● 委 員 基本的なことすぎて係数が低いのでしょうか。

● ● 委 員 病院が管理する施設で、病院とつながっているのであればなおのこと2になるのではないのでしょうか。

● ● 委 員 1 5の項目、「個人情報」についても、個別相談対応するのであれば1でいいのですか。よく見ると、児童館の方も1になっていますが。

岡 係 長 病院が指定管理先ということで、感染症や衛生管理はできて当たり前ということで設定されているかと思います。個人情報の項目についても同様ですので、係数は変更なしということでしょうか。

● ● 委 員 8, 14の項目について内容は特に変化ないと思いますが、先ほどあげた点を反映することはできますか。子育ての拠点ということは、学校との連携も必要かと思います。

岡 係 長 公募の募集要項と共通する修正が必要と思われますので、審査項目8については、審査基準と様式の内容を整合する形で調整をさせていただきます。審査項目14については、審査基準の関係機関等を学校及び関係機関に修正いたします。

大東委員長 他に意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。

この案件の取扱について、了承いただけますでしょうか。

委 員 全 員 異議なし。

岡 係 長 それでは、この案件については子ども家庭支援課の説明のとおりと致します。

本日の審議は以上で終了でございます。皆様のご協力を得まして、審議を進めることができました。ありがとうございました。

それでは事務局お願いします。

委員の皆様ありがとうございました。

本日の審議内容を踏まえまして、公募等を実施させていただきます。

また、本委員会の今後の予定でございますが、団体から申請書類の提出後、事務局で書類を整理させていただいた上で、皆様に審査書類を送付させていただくことになります。

なお、送付の時期については、6月下旬を予定しております。

その際、皆様には、審査結果を御提出いただくことになります。例年タイトなスケジュールになることが多く、委員の皆様には、ご多忙な中大変恐縮ですが、ご協力お願いいたします。

また、可能であれば、次回7月の部会の日程について、本日この場で委員の皆様との日程調整をさせていただきたいと考えております。会議終了後、帰られる前に事務局の各部会担当者の元にお集まりいただけると幸いです。

7月の部会後は、11月中に2回目の部会を開催し、指定

候補者を選定していただく予定としております。

それでは、これもちまして第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

この後、次回部会の日程調整を行った後、引き続き葵児童館及びひとり親家庭支援センターの見学を予定しております。

恐れ入りますが、事務局各部会担当者の元へ御移動をお願いします。

(スケジュール調整)

それでは、葵児童館及びひとり親家庭支援センターの見学を御希望の方は、会場まで御案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(希望者のみひとり親家庭支援センター、葵児童館施設見学)
※タクシーで移動

終 了